

関高等学校D Xハイスクールに係る情報機器等の調達に関する一般競争入札公告

関高等学校D Xハイスクールに係る情報機器等の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。) 第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

岐阜県立関高等学校長 武田 理

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

関高等学校D Xハイスクールに係る情報機器等の調達

(2) 業務の仕様等

「関高等学校D Xハイスクールに係る情報機器等の調達仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 1 4 日まで

(4) 納入場所

岐阜県関市桜ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県立関高等学校 彩雲館 1 階 第 1 研修室 第 2 研修室

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒501-9303 岐阜県関市桜ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県立関高等学校

電 話 0575-22-5688

F A X 0575-23-7089

E-mail c27322@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年11月27日(水)から12月3日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前6時から午後11時まで

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。

ただし、ダウンロードできない場合は、電子メールまたは紙による交付を行う。電子メールまたは紙による交付を希望する場合は、交付期間中の午前9時から午後4時30分まで(県の機関の休日を除く)に電話にて3の(1)に連絡すること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年12月3日(火)午後4時30分

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年12月5日(木)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年12月12日(木)午前10時

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)又は、電子手続きで行う場合は、令和6年12月11日(水)午後4時30分までに3の(1)必着のこと)

イ 場 所 岐阜県関市桜ヶ丘2丁目1番1号
関高等学校1階 小会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定単価に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に

受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。